中小企業庁

中小企業・小規模事業者を応援します

平成25年度補正予算案・平成26年度予算案・税制改正案

中小企業・小規模事業者対策のポイント

ものづくり・商業・サービス業がんばる商店街を支援します

消費税率引上げに伴う対策の相談に応じます

小規模事業者・創業を目指す方や販路開拓を応援します

資金繰り・事業再生を支援します

税制改正で事業活動を後押しします

詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。

ミラサポ 未来の企業★応援サイト

ミラサポ　検索

中小企業庁

中小企業・小規模事業者を応援します

予算措置で応援します

ものづくり・商業・サービス業を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁 ①,③創業・技術課 03-3501-1816
② 金融課 03-3501-2876

○ **ものづくり・商業・サービス革新補助金** 25年度補正

① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

対象分野：ものづくりに加え、商業・サービス分野を追加
補助上限額：1,000万円（特定分野※への投資は1,500万円）

※特定分野：医療・環境・エネルギー分野など
※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定します（上限700万円）。

② 金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資（総資産の15%を超える設備投資）を行う場合に、借入額の1%相当額※を上限に補助します。

※例えば、事業者が1億円の借入れを行う場合、100万円を上限に補助します。

○ **ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業**
26年度 **（サポイン事業）**

③ 連携を通じて、ものづくり技術を活用した研究開発・製品化から販路開拓を行う費用の2/3を補助します。 補助上限額：4,500万円

消費税率引き上げに伴う対策の相談に応じます

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

○ **取引先いじめ防止対策事業** 25年度補正

・弱い立場にある取引先（納入業者・下請業者・運送業者など）に、消費税率引上げ分を負担させることがないよう、全国の商工会議所・商工会などに相談窓口を設置するほか、出張相談なども実施します。

資金繰り・事業再生を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁 金融課 03-3501-2876

○ 中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援 25年度補正

- 日本政策金融公庫・商工中金が、原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、引き続きセーフティネット貸付を推進するとともに、日本政策金融公庫が民間金融機関から融資を断られた事業者向けの新たな融資制度を始めます。※1
- 信用保証協会が、複数の債務を一本にまとめ、月々の返済負担を軽減する借換保証※2を推進します。
- 日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など前向きの事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。※3

○「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始 25年度補正

- 経営者の個人保証について、
  ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
  ②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
  ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること
  などを定めたガイドラインができました。（2月から適用開始予定）
  利用を御希望の方には専門家を派遣しアドバイスします。
- 第三者保証人についても、上記②,③については経営者本人と同様の取扱となります。

※1 経営支援型の金融環境変化対応資金：日本政策金融公庫等の定期的な経営指導を受ける場合や、雇用の維持拡大を行う場合に金利を最大0.5%引き下げます。

※2 借換保証と合わせて、産業競争力強化法により創設される経営改善サポート保証の活用が可能です。経営改善サポート保証とは、中小企業再生支援協議会等による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証とは別枠で普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円が利用可能となる制度です。

※3 耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、日本政策金融公庫において当初2年間、適用金利を0.5%引き下げるなどの措置を講じます。

補助金申請書類の作成負担を軽減するため、**原則３枚以内**にします！
賃上げや人材育成等に積極的な企業を**優先的に採択**します！

創業を目指す方を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁　①経営支援課 03-3501-1763
②新事業促進課03-3501-1767,③小規模企業政策室 03-3501-2036

○ 創業促進補助金(第二創業も対象)　25年度補正

①創業費用の2/3を補助します。　補助上限額：200万円

②産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者※による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。

補助上限額：1,000万円　補助率：2/3

※商工会議所・商工会や認定支援機関（税理士、中小企業診断士など）、地域金融機関など

○ 地域創業促進支援事業　26年度

③全国300箇所で「創業スクール(仮称)」を開催し、創業希望者の基礎知識の習得からビジネスプラン作成までを支援します。

販路開拓を支援します

お問い合わせ先：中小企業庁　新事業促進課 03-3501-1767

○ 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業　25年度補正

- 海外現地にワンストップ相談窓口を設置し、法務・労務等の個別課題を支援します。特に、海外拠点の移転・撤退等にあたっての支援を強化します。

○ ＪＡＰＡＮブランド育成・地域資源活用支援補助金　26年度

- 世界に通用するブランド確立のため、事業者が連携して行う商品開発や、海外展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。

  補助上限額：2,000万円

- 農林水産物や観光資源など地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や国内展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。

  補助上限額：3,000万円※　※4社以上連携する場合は4,000万円

○ 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金　26年度

(農商工連携・異業種連携)

- 事業者が連携して行う新商品・新サービスの開発や国内展示会出展などにかかる費用の2/3を補助します。　補助上限額：3,000万円

頑張る商店街を応援します

お問い合わせ先：中小企業庁　商業課 03-3501-1929

○ 商店街活性化支援補助金　25年度補正

- 地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業（防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加）に要する費用の2/3を補助します。
  補助上限額：1.5億円
- 消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用（チラシの作成、配布などを含む）を全額補助します。補助上限額：400万円※
  ※参加商店街数に応じて上限額を引き上げ（例えば、5～9商店街で連携する場合は800万円）

○ 地域商業自立促進補助金　26年度

- 商店街の空き店舗への店舗誘致や、コミュニティスペースの整備などの取組に要する費用の2/3を補助します。 補助上限額：5億円

小規模事業者を応援します

商工会議所・商工会の会員でなくても御利用いただけます

お問い合わせ先：中小企業庁
①,②小規模企業政策室 03-3501-2036　③経営支援課 03-3501-1763

① 小規模事業者支援パッケージ事業　25年度補正

- 小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）の2/3を補助します。補助上限額：50万円（雇用を増やす場合は100万円）

② 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）　26年度

- 商工会議所・商工会の経営指導員による経営指導を受けている小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証・低利で融資を行います。平成26年4月から、貸付上限額を1,500万円から2,000万円に引き上げます。

③ 支援体制強化事業（よろず支援拠点）　26年度

- 様々な経営課題を分析し、具体的なアドバイスや相談に応じた適切な支援チームの編成などを行う「よろず支援拠点」を各都道府県に設置します。

税制改正で応援します

設備投資を後押しします

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

○ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置の創設

- NC旋盤など、工業会等で生産性向上に資することを証明した設備等への投資を対象とした税制優遇制度について、下記①～③の上乗せ措置を創設しました。（平成29年3月末まで適用）

①初年度100%償却できるようになります。

②個人事業主や資本金3,000万円以下の小規模な事業者が税額控除を選択する場合、控除割合が7%から10%になります。

③資本金3,000万円超1億円以下の中小企業も税額控除(7%)を選択できるようになります。

※製造業だけでなく、飲食店などの商業・サービス業でもご利用いただけます。
例）個人事業主のパン屋さんがパン生地を作るために導入したミキサーなど

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

- 30万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウエア等）を取得した際に、初年度100%償却ができます。
（平成28年3月末まで適用）

地域経済の活性化を後押しします

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課 03-3501-5803

○ 交際費課税の特例措置の拡充

- 交際費を800万円まで損金算入できるこれまでの措置に加えて、新たに飲食費（上限無し）の50%を損金算入できる措置が創設され、選択適用できることになりました。
（平成26年4月から平成28年3月末まで適用）

※ 本資料は、平成25年12月12日（木）及び12月24日（火）に閣議決定された内容に基づき作成しています。